

# 令和5年度加東市滝野地域小中一貫校基本・実施設計作成業務委託仕様書

## I 業務概要

### 1 業務名

令和5年度加東市滝野地域小中一貫校基本・実施設計作成業務委託

### 2 委託者

加東市長 岩 根 正

### 3 業務実施の背景

子どもたちを取り巻く環境の変化とともに、少子化に伴う単学級や学級の小規模化、量的・質的な学習内容の充実、心身の発達の早期化、小学校から中学校への円滑な接続など、複雑化・多様化する学校教育の課題に対して、加東市の将来を担う子どもたちの新たな教育のあり方として、義務教育9年間を通して、自立した子どもを育む小中一貫教育を推進している。

各教科をはじめ、運動会や体育大会などの学校行事、道徳等の教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもたちを育成する。

そして、より良い環境を創出するため、教育効果及び安全面を考慮した施設一体型校舎の小中一貫校の整備を進めている。

令和10年度に、滝野地域の小中学校を新たに小中一貫校として開校するにあたって、このたび基本・実施設計業務を行うものである。

#### 【参考】滝野地域の学校の現状

市内には市立小学校が7校、市立中学校が2校、市立義務教育学校が1校あり、そのうち滝野地域の市立学校数・規模等は次のとおりとなっている。

#### 【施設概要(R5.5.1現在)】

学校	敷地面積(m <sup>2</sup> )	構造	階数	校舎面積(m <sup>2</sup> )	整備年度	普通学級数	特支学級数
滝野東小学校	21,366	RC造	3	5,247	S44	16	6
滝野南小学校	20,973	RC造	3	3,570	S54	6	1
滝野中学校	32,453	RC造	4	4,481	S52	9	3

市立学校の児童生徒数は減少の傾向にある。滝野地域については令和5年4月時点で小学生620人、中学生347人に推移しており、開校時は小学生657人、中学生306人程度になると見込まれる。

【児童・生徒数(実績)】

(単位:人)

学 校	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
滝野東小学校	515	532	546	541	514	517	505	495	482	515
滝野南小学校	188	179	179	175	167	160	160	152	138	131
滝野中学校	413	378	356	346	349	347	339	338	347	334

【児童・生徒数(見込)】

(単位:人)

学 校	R6	R7	R8	R9	R10
滝野東小学校	540	530	538	538	550
滝野南小学校	127	121	112	112	107
(小学校)計	667	651	650	650	657
滝野中学校	311	314	314	338	306

【児童・生徒数(R5.5.1現在)】

(単位:人)

学 校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
滝野東小学校	105	75	97	78	100	60	515	-	-	-	-
滝野南小学校	20	20	17	27	20	27	131	-	-	-	-
滝野中学校	-	-	-	-	-	-	-	97	120	117	334
合 計	125	95	114	105	120	87	646	97	120	117	334

#### 4 計画施設概要

ア

- (ア) 施設名称 加東市滝野地域小中一貫校(仮称)
- (イ) 敷地場所 兵庫県加東市下滝野761番ほか  
(建設地位置図(資料1)、公図等転写連続図(資料2)参照)
- (ウ) 施設用途 小学校・中学校  
(平成31年国土交通省告示第98号別添二第7号第1類)

イ

- (ア) 施設名称 滝野地域アフタースクール
- (イ) 敷地場所 **ア(イ)と同様**
- (ウ) 施設用途 福祉・厚生施設(学童保育施設)  
(平成31年国土交通省告示第98号別添二第11号第1類)

#### 5 基本方針

(1) 現在の中学校の教育環境を守る

現在の中学校施設規模をできる限り存置すること  
(200mトラック、サブグラウンド、テニスコート)

(2) 予定する規模の学校施設を確保

小学校が加わることで予定する学校施設規模を最低限確保すること

(3) 工事中の学校生活をできる限り確保

生徒が工事中も中学校施設を使用できるように動線等を考慮すること

**(4) 学校施設の新築・長寿命化改修・解体撤去の見極め**

耐力度調査の結果や老朽化の程度、導入する補助事業メニューを見極めながら施設整備を行うこと

**(5) 事業費の高騰を抑制**

必要な施設内容・施設配置を考慮して事業費の抑制を図ること

**6 設計方針（基本コンセプト）**

**(1) 加東市がめざす小中一貫教育が推進できる学校【小中一貫校としての学び】**

- ・ 4・3・2制に即した系統的な指導ができる柔軟な教室配置を可能とする施設
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた施設
- ・ 多目的に使える場所を備え、日常的に異学年交流ができる施設
- ・ 充実したICT機器を備えるなど、多様な学びの形態に対応できる施設
- ・ 小中一貫教育の学びを支える教職員が円滑に職務を遂行できる施設

**(2) 地域とともに全ての世代間の交流ができる学校【共創】**

- ・ 地域のシンボルとなり、児童生徒、教職員及び地域住民が誇りに思える施設
- ・ 保護者や地域住民が利用しやすく、地域交流ができる施設
- ・ ふるさとの歴史や文化、特性を大切にする施設

**(3) 安全・安心な環境を備えた学校【安全】**

- ・ 防犯設備を整え、児童生徒の活動が把握できる施設
- ・ 歩行者、自転車、車、通学バスの安全通行に配慮した施設
- ・ 水害や地震など災害に強く、避難所機能を備えた施設
- ・ 衛生管理に配慮した清潔感のある施設
- ・ 多様性を配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れた施設

**(4) 快適でゆとりのある学校【生活】**

- ・ 十分な収納スペース、豊富な掲示や展示のできるゆとりがある施設
- ・ 明るく、風通しがよいなど、児童生徒がのびのびと生活できる施設
- ・ 動線に無駄がなく、スムーズな移動ができる施設

**(5) 脱炭素社会に貢献する持続可能な学校【環境】**

- ・ 省エネルギー化で環境にやさしい施設
- ・ 木の温かみやぬくもりを感じられる施設
- ・ 維持、管理、修繕等の対応に配慮した施設

## 7 設計と条件

### (1) 敷地の条件

#### ア 敷地面積

約 58,500 m<sup>2</sup>（建設地平面図（資料 3）参照）

※約 58,500 m<sup>2</sup>のうち、取得予定用地は約 14,300 m<sup>2</sup>、現中学校敷地は約 32,500 m<sup>2</sup>、それ以外の市所有地 11,700 m<sup>2</sup>。

#### イ 用途地域及び地区の指定等

- (ア) 区域区分 都市計画区域 市街化調整区域  
（都市計画区域図（資料 4）参照）  
※ただし、学校建設後に市街化区域へ編入予定であるため、編入後の用途地域等を踏まえて設計を行うこと。
- (イ) 用途地域 第 1 種中高層住居専用地域（予定）
- (ウ) 防火地域 なし（予定）
- (エ) 建ぺい率 60%（予定）
- (オ) 容積率 200%（予定）
- (カ) 地目 現況学校用地（一部市道・宅地・水路・農地有）
- (キ) 周辺道路 市道（市道認定図（資料 5）参照）
- (ク) 公共インフラ等 上下水道管網図（資料 6-1、6-2）参照。  
雨水幹線は当市別工事で敷地の端へ付替える。（資料 7）
- (ケ) その他 農業用水路図（資料 8）  
埋蔵文化財包蔵地区図（資料 9）

#### ウ アフタースクール

敷地条件は前述のア、イに同じ。

※アフタースクールは別施設、別敷地とする。建ぺい率等に注意すること。

### (2) 周辺施設の存廃について

既存施設の存廃に関して下記に示す。配置は図 7 を参照すること。

施設	存廃	備考
校舎棟	存置	耐力度調査の結果、長寿命化判定基準に適合しており、滝野中学校既存校舎棟は長寿命化改修工事を実施した上で活用する。
屋内運動場棟	解体	耐力度調査の結果、長寿命化判定基準に不適合となるため、解体する。
技術校舎棟	改修	耐力度調査の結果、長寿命化判定基準に適合しており、基本的に外壁の改修工事を実施することで継続して利用する。

プール棟	解体	プール底が地中梁などで支持されておらず耐震性に難があり、老朽化が進んでいることから解体する。
さんあいセンター	存置	地域住民のサークル活動の場として、また、一部学校活動の場としても利用されている。耐力度調査の結果、長寿命化判定基準に適合していることから、基本的な外壁・屋根の改修工事を実施することで存置する。
滝野保健センター	解体	老朽化が進んでいること、部屋が小さく学校施設への転用が困難なこと、敷地の中央に位置していることから、多様な配置計画が可能とするため解体する。

### (3) 必要施設及び設計対象範囲

施設	必要規模等	対象
増築校舎棟	地上4階建て以下 延床面積9,300㎡程度	○
既存校舎棟	地上4階建て 延床面積4,500㎡程度 長寿命化改修を行う 諸室の変更可	○
屋内運動場棟	既存建物の解体時期は新設屋内運動場棟建設後とする	△
大体育館	アリーナは公式バスケットコート2面確保	○
小体育館	ミニバスケットコート2面確保	○
屋外運動場	既存利用・移設も可	△
中学校第1グラウンド	200mトラック 100m直線コースを確保する	○
中学校第2グラウンド	5000㎡程度	○
小学校グラウンド	200mトラックを想定 100m直線コースを確保する	○
プール棟	建物屋上での整備は不可とする	△
大プール	25m 8レーン	○
小プール	15m×15m程度 小学校低学年の利用を想定	○
技術校舎棟	長寿命化改修を行う 諸室の変更可	○
テニスコート	5面以上	○
体育倉庫	屋外用	○
駐車場	職員用100台程度 来客用20台程度 アフタースクール用10台程度 さんあいセンター用20台程度	○
自転車置き場	中学生用350台を想定	○

＜公共施設＞		
さんあいセンター	存置とする	×
保健センター	解体する	○
アフタースクール	延床面積 1 0 0 0 m <sup>2</sup> 程度 2階建て	○
＜その他＞		
取得予定地	要造成	○
農業用水路	要移設	○
雨水幹線	令和6年度に付替え工事を予定	×

#### (4) 想定諸室

##### ア 学校施設

室名	室数	備考
普通教室	36室	68m <sup>2</sup> 程度 4室×9学年
特別支援教室	10室	小学生用6室・中学生用4室
特別教室	13室	準備室を同数配置
理科室	4室	小学生用2室・中学生用2室
音楽室	3室	小学生用2室・中学生用1室
図工室	1室	小学生用
美術室	1室	中学生用
技術室	2室	中学生用(金工1室・木工1室)
家庭科室(被服・調理)	2室	被服1室・調理1室
外国語教室	1室	
相談室	9室	
多目的教室	12室	小学生用6室・中学生用6室
多目的コーナー	適宜	
図書室	1室	
教材庫	適宜	
児童・生徒会室	1室	
地域交流室	1室	
トイレ	適宜	各階に多目的トイレ設置
更衣室(児童・生徒)	適宜	各学年に男女1室ずつ以上
異学年交流施設	1室	
昇降口	2室以内	小学校、中学校の昇降口は別に設けても可
配食室	2室	小学生用、中学生用
職員室	1室	600m <sup>2</sup> 程度、職員数100人程度 印刷室、給湯室を含む
校長室	2室	小学校長室、中学校長室
放送室	1室	
保健室	1室以上	

更衣室（職員）	2 室	
職員・来客用トイレ	適宜	
部室（屋外）	適宜	野球部 サッカー部 （野球・サッカー部女子用） 男テニス 女テニス ※部室棟としてもよい
部室（屋内）	適宜	男バレー部 女バレー部 女卓球部 男バスケ部 女バスケ部 吹奏楽部 科学・園芸部
耐火倉庫	1 室	
会議室	3 室	大会議室 1 室（可動間仕切り壁を設置し小会議に対応） 小会議室 2 室

#### イ アフタースクール

室 名	室数	備考
< 保育室 >		
大保育室	3 室	各 7 3 m <sup>2</sup> 以上（収容人数 4 0 人）
小保育室	3 室	各 5 7 m <sup>2</sup> 以上（収容人数 3 0 人）
プレイルーム	適宜	
職員室	適宜	1 5 人程度 FAX 機能付複合機及び外線電話機を 1 台設ける 給湯室を設ける
トイレ	適宜	各階に 1 箇所 男性：洋式 2、小便器 2 女性：洋式 4 （児童・職員の共同利用とする）
多目的トイレ	適宜	
倉庫	適宜	各階 1 室以上
玄関	適宜	下足箱 2 3 0 人分（職員含む）
静養室（児童用）	適宜	各階ごとに 1 室
休憩室（職員用）	適宜	各階ごとに 1 室
給湯室	1 室	2 階に配置 職員室の給湯室とは別

手洗い場	適宜	1階に蛇口を6箇所 2階に3箇所程度
エレベーター	1機	

※校舎、大・小体育館（校舎内に配置することも可）、小学校・中学校第1・中学校第2グラウンド及び大・小プールについては下記「(5)建設の条件」の「イ建設工期」を考慮し配置計画とすること。

※提案内容により、規模・室数等の変更も可。

※学校敷地内に市道については適宜廃止する。

## (5) 建設の条件

### ア 建設費

学校建設に係る建設工事費 63億7100万円以内

※消費税及び地方消費税（税率10%）を含む

※令和7年4月時点での工事費を想定する。（物価上昇率を含む）

アフタースクール建設工事費 1億9100万円以内

※消費税及び地方消費税（税率10%）を含む

※令和9年4月時点での工事費を想定する。（物価上昇率を含む）

### イ 建設工期

令和7年7月から令和10年3月まで

※建設工事は令和7年7月から令和9年3月まで

※長寿命化改修工事及びアフタースクール建設工事は令和9年7月から令和10年3月まで

※土地造成工事、農業用水路移設工事及び保健センター解体工事は令和6年度に先行工事とすることも可とする。

## (6) 設計条件

ア 本仕様書に基づき基本・実施設計を作成する。

イ 基本・実施設計は建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事及び附帯・外構工事の設計を行う。

ウ 設計に伴う諸手続についても本契約の範囲内とする。

エ 現滝野中学校の長寿命化改修工事についても本契約の範囲内とする。（滝野中学校施設配置図、立面・断面図及び平面図（資料10）参照）また、下記以外の項目については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

(ア) 給排水管路の更新

(イ) 電気幹線の更新

(ウ) 照明器具の更新（LED化）

(エ) エレベーターの更新

(オ) 躯体の改修

(カ) 外壁の改修（塗装）

(キ) 内装の改修

(ク) 空調設備の更新



(ケ) 弱電設備の改修

オ 加東市の他の計画との整合性

(ア) 第2次加東市総合計画

(イ) 加東市都市計画マスタープラン

(ウ) 第2期加東市教育大綱

(エ) 第3期加東市教育振興基本計画

(オ) 加東市公共施設の適正化に関する計画

カ 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による）

(ア) 構造体の耐震安全性 II類

(イ) 建築非構造部材の耐震安全性 A類

(ウ) 建築設備の耐震安全性 乙類

## II 参加要件等

### 1 担当技術者等の資格要件

管理技術者(統括)並びに建築(総合)、建築(構造)、電気設備及び機械設備の主たる担当技術者の各分野における必要資格については、次に掲げるとおりとする。

分 野	必要資格
管理技術者(統括)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築(総合)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築(構造)	建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士
電 気 設 備	建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士
機 械 設 備	建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士

### 2 設計業務を受託した場合の業務の履行

設計業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、本プロポーザルにて提出した業務実施体制により当該業務を履行すること。

### 3 業務計画書

受託者は、契約締結後、次に掲げる事項を記載した業務計画書を、市に提出するものとする。

- (1) 業務概要 実施方針・成果品の内容・部数
- (2) 業務工程 意図説明計画・打合せ計画
- (3) 業務実施体制 組織計画(協力事務所・再委託を含めた体系図)連絡体制・業務担当表
- (4) 管理技術者(統括) 氏名・生年月日・所属・役職・保有資格  
実務経験及び手持ち業務
- (5) 主たる担当技術者 氏名・生年月日・所属・役職・保有資格  
実務経験及び手持ち業務
- (6) 担当技術者 分担業務分野・追加した理由・氏名・生年月日  
所属・役職・保有資格・実務経験及び手持ち業務
- (7) 協力事務所又は再委託先 名称・代表者名・所在地・分担業務分野  
協力を受ける理由及び具体的内容・主たる担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格  
実務経験及び手持ち業務(協力事務所又は再委託先がある場合に限る)

### **Ⅲ 業務の内容**

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、各項目に定めた業務の詳細な内容については委託者の指示によるものとする。また、業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議するものとする。

#### **1 調査業務の内容**

- (1) 地形測量  
地形測量を行うこと。
- (2) 用地測量  
用地測量を行うこと。
- (3) 地質調査  
提案内容に応じた必要な地質調査を行うこと。

#### **2 一般業務の内容**

- (1) 基本設計に関する標準業務  
(平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項)
- (2) 実施設計に関する標準業務  
(平成31年国土交通省告示第98号別添一第2項)

#### **3 その他業務の内容**

- (1) 施工費用の検討及び算定に関する積算業務
- (2) 特別な成果品の作製に関する業務
  - ア 透視図・鳥瞰図作製業務
  - イ 模型作製業務
- (3) 関係法令等による申請書等の作成及び申請手続業務  
都市計画法、建築基準法及び消防法等の建築に関する法令等並びに収用等に関する申請書等の作成及び手続業務
- (4) 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- (5) コスト縮減検討業務
  - ア コスト縮減検討中間報告書の作成
    - (ア) コスト縮減対策の有効策として採択した事項（コスト縮減提案）
    - (イ) 実施設計において具体的に検討のうえ、採否を決定すべき事項
  - イ コスト縮減検討報告書の作成  
実施設計作成業務において、次の事項についてコスト縮減検討報告書として取りまとめを行うこと。
    - (ア) コスト縮減中間報告書に記載された事項の実実施設計においての検討結果（コスト縮減提案の最終採否）
    - (イ) その他、実施設計作成時にコスト縮減対策として採択した事項

**(6) イニシャル・ランニングコスト検討業務**

設備方式の選定におけるイニシャル・ランニングコスト及び性能等の検討書（比較表）を作成すること。また、ZEBの導入の検討も行い、ZEB導入の有無による建設費とランニングコストの比較検討を行うこと。

**(7) 概略工事工程表作成業務**

工事ステップ図の作成

**(8) 建築主以外の第三者に対する説明に関する業務**

住民、開校準備委員会及び市議会等への対応に関する協力、助言及び資料作成。

**(9) その他本設計業務に必要な業務**

ア 各種説明資料（住民説明に必要な資料、日影図、コスト縮減資料、各種技術資料を含む）の作成

イ その他、本設計業務に必要な業務については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

**4 業務の実施**

**(1) 一般事項**

ア 基本設計作成業務は提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

イ 実施設計作成業務は提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

ウ 積算業務は実施設計図書及び適用基準等によって行う。

エ 委託者の指示により、受託者は「設計説明書」に必要事項を記入の上、関連する資料とともに委託者に提出する。

**(2) 打合せ及び記録**

打合せは次の時期に行い、受託者は速やかに記録を作成し委託者に提出すること。なお、工程会議は原則として2～3週間に1回とし、その他必要に応じて実施する。また、Web会議は委託者が認めた場合のみ可とする。

ア 業務着手時

イ 委託者又は受託者が必要と認めたとき

**(3) 適用基準等**

本委託業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令及びこれに基づく条例規則等の規定による他、下記に示すものを順守すること。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した関係法令・統一基準・技術基準（最新版）及び「土木設計業務等委託必携」によるものとする。

ア 公立学校施設関係法令

イ 小学校施設整備指針

ウ 中学校施設整備指針

エ その他関係法令

#### (4) 貸与資料

##### ア 貸与資料

###### (ア) 加東市立滝野中学校

- ・ 確認申請書類（各校舎、屋内運動場、プール棟、E V棟）
- ・ 校舎新築図面（原図）、校舎大規模改造工事（青焼き製本）
- ・ 体育館新築工事（青焼き図面）
- ・ 平面図C A Dデータ（JWW）

###### (イ) 加東市さんあいセンター

- ・ 確認申請書類
- ・ 竣工図面（青焼き製本）

###### (ウ) 旧加東市滝野保健センター

- ・ 竣工図面（白焼き A3 図面）

##### イ 貸与・返却場所

加東市教育委員会教育総務課

#### (5) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積もりによる場合は、3者以上の見積もりを徴収して比較表を作成し、最低見積額を採用すること。

#### (6) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約にあたっては、平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号によって示された、構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、委託者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型作製、透視図・鳥瞰図作製に限る。

#### IV 成果品・提出部数等

成果品は以下を基本とするが、委託者と受託者の協議により詳細を決定し、納品する。

##### 1 調査業務

種別	内容	部数等	摘要
地形測量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測平面図</li> <li>・縦断面図</li> <li>・横断面図</li> <li>・その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部 2部 2部	
用地測量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地実測原図</li> <li>・用地平面図</li> <li>・その他調査職員が必要を認めるもの</li> </ul>	2部 2部	
地質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（圧縮試験・土質サンプル含む）</li> <li>・地質平面図</li> <li>・地質断面図</li> <li>・その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部 2部 2部	

※調査業務の成果品は建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。

※成果品は調査職員の指示により製本する。

※紙及び電子媒体により提出することとし、電子成果品はウイルス対策を実施した上で提出すること。

##### 2 基本設計業務

種別	内容	部数等	摘要
建築 （総合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築（総合）基本設計書</li> <li>計画説明書</li> <li>仕様計画概要書</li> <li>仕上計画表</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置計画図</li> <li>平面及び動線計画図</li> <li>断面計画図</li> <li>立面計画図</li> <li>各種詳細図</li> <li>工事費概算書（コスト比較検討含む）</li> <li>仮設計画概要書</li> <li>・その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	2部	外構等含む
建築 （構造）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築（構造）基本設計書</li> <li>構造計画概要書及び仕様概要書</li> <li>構造計画図</li> <li>工事費概算書（コスト比較検討含む）</li> </ul>	2部	



### 3 実施設計業務

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築（総合）設計図</li> <li>    建築物概要書</li> <li>    仕様書</li> <li>    仕上表</li> <li>    面積表及び求積図</li> <li>    敷地案内図</li> <li>    配置図</li> <li>    平面図</li> <li>    断面図</li> <li>    立面図（各面）</li> <li>    矩計図</li> <li>    展開図</li> <li>    各伏図</li> <li>    平面詳細図</li> <li>    部分詳細図（断面含む）</li> <li>    建具配置図</li> <li>    建具表</li> <li>    外構図（駐車場・駐輪場等含む）</li> <li>    総合仮設計画図</li> <li>    建築関係法令チェックリスト</li> <li>    サイン計画図</li> <li>    什器類配置計画図</li> <li>・ 工事内訳書</li> <li>・ 数量計算書</li> <li>・ 見積比較表</li> <li>・ 各種計算・比較検討書</li> <li>・ その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	<p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>2部</p> <p>2部</p> <p>2部</p> <p>2部</p>	<p>金額入り</p>
建築 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築（構造）設計図</li> <li>    仕様書</li> <li>    構造基準図</li> <li>    伏図</li> <li>    軸組図</li> <li>    部材断面表</li> <li>    各部断面図</li> <li>    標準詳細図</li> <li>    各部詳細図</li> <li>・ 構造計算書</li> <li>・ 各種比較検討書</li> <li>・ その他調査職員が必要と認めるもの</li> </ul>	<p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>2部</p> <p>2部</p>	





	給湯設備図 消火設備図 ガス設備図 ・工事内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	適宜 適宜 2部 2部 2部 2部	金額入り
造成	・排水計画図 ・工事内訳書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	2部 2部 2部 2部 適宜	
提出 資料等	・各技術資料 ・各記録書 ・日影図 ・透視図 ・鳥瞰図 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書 ・省エネルギー関係申請図書 ・ライフサイクルコスト検討書 ・概略工事工程表 ・リサイクル計画書 ・業務打合せ簿・打合せ記録簿 ・現況写真及び現地調査資料 ・電子成果品 ・設計図二つ折り製本  ・模型  ・稟議用A4版製本 ・その委託者が必要と認めるもの	2部 2部 2部 1部 1部 必要部数 2部 2部 2部 2部 2部 2部 2部 2部 4部  1ケ  2部 適宜	A3 4方向 カラー A3 南方向 カラー  CD-ROM A3版  1/500 主要材料スチレンボ ード又はこれに準ず るもの(ケース有)

※建築(構造)の成果品は、建築(総合)実施設計の成果品の中に含めることができる。

※成果品は調査職員の指示により製本する。

※工事内訳書の作成は営繕積算システム((一財)建築コスト管理システム研究所)による。

※電子成果品はウイルス対策を実施した上で提出すること。

#### 4 成果品の提出等

提出部数等に定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

**(1) 成果品等の提出先**

加東市教育委員会小中一貫教育推進室

**(2) 記載内容の整理**

電子データ及び設計図書等については工事種目・工事科目等により分かりやすく整理すること。

**(3) 部数の追加**

成果品の提出部数は適宜追加してもよい。

**(4) 提出媒体**

各成果品については原則として、紙ベース及び電子データにより提出するものとする。電子データはPDF及びJWW-CADデータ、設計内訳書等はEXCEL、RIBICデータ及びPDFによる提出を基本とする。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

**(5) 写真の著作権等について**

ア 本市が行う事務及び本市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。  
この場合において、著作者名を表示しないことがある。

イ 受託者は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(ア) 写真を公表すること。

(イ) 写真を第三者に閲覧、複写又は譲渡すること。

**(6) 成果品の取り扱い**

提出された成果品は当該施設の工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図・完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。